平成２５年（フ）第７７号
岩手県花巻市石鳥谷町大瀬川第３地割17番地、旧住所岩手県花巻市石鳥谷町好地第15地割１番地
破産者　川村　博也
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第６８号
茨城県守谷市野木崎567番地の２
破産者　荒井　とよ
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
新潟県南魚沼市小栗山330番地38
破産者　桑原　武博
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
新潟県長岡市今井３丁目19番地
破産者　小林　富夫
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
新潟県長岡市北園町９番13号、前住所新潟県見附市新潟町4825番地31
破産者　野口　里美
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２８８号
山梨県南巨摩郡早川町保56番地
破産者　高橋　浩信
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６８号
山梨県甲府市上今井町602番地14
破産者　古屋　浩二
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６４号
長野県松本市征矢野２丁目４番１号　メゾンリセス101号、前住所長野県松本市大字島立2061番地
破産者　勝野　　実
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３１号
愛知県安城市堀内町道下34番地１
破産者　深谷　徳市
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５３５号
兵庫県尼崎市武庫川町３丁目67番地
破産者　玉城　満正
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１号
広島県三次市甲奴町抜湯586番地
破産者　久保　卓已
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４９号
山口県萩市大字椿3225番地８
破産者　中野　嘉春
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第２３９号
長崎県長崎市銭座町５番14―302号
破産者　髙原　　隆
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６３１号
熊本市北区麻生田２丁目２番30号　２号、前住所熊本市北区麻生田４丁目13番26号　Ａ―202号
破産者　中嶋　輝彦
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４６３号
大分県別府市大字鉄輪1332番地の１
破産者　河村　健久
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３３４号
宮崎市大塚台西１丁目39番地１　県営住宅111棟26号
破産者　山下　真弥
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３３６号
宮崎県児湯郡川南町大字川南25389番地
破産者　永友　好光
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４５５号
鹿児島県鹿児島市緑ケ丘町４番25―11号
破産者　石橋　可信
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４５６号
鹿児島県鹿児島市緑ケ丘町４番25―11号
破産者　石橋タヱ子
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係